

漁船登録票再交付

・漁船登録票を紛失したり、き損した場合には、漁船登録票の「再交付」を受けなければなりません。

・漁船登録票の再交付を受けたい場合には、以下により青森県知事に申請する必要があります。

- (1)申請書 NO.23
- (2)手数料 別表(G)区分(I)相当分の県証紙を申請書に貼付
- (3)添付図書 NO.36及び所属漁協の副申書
- (4)提出部数 各1部
- (5)申請等経路

